

社会福祉施設職員等退職手当共済制度における  
保育所等に対する公費助成の継続を求める意見書

独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の職員の処遇改善により、職員の身分の安定を図り、もって社会福祉事業の振興に寄与することを目的とした制度である。

本制度における退職手当金支給財源の負担割合は、3分の2が公費助成、3分の1が社会福祉法人とされており、この公費助成は、平成18年に高齢者関係の施設・事業について、平成28年に障害者総合支援法等に関する施設・事業について廃止された一方、保育所等については、令和2年度の国の社会保障審議会福祉部会において、公費助成を一旦継続しつつ、公費助成の在り方について、他の経営主体とのイコールフットィングの観点等も踏まえて、さらに検討を加え、令和6年度までにあらためて結論を得ることとするとされたところである。

現在、国において、次元の異なる少子化対策の実現に向け、「こども・子育て支援加速化プラン」の取組として、保育人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い保育を安定的に提供できる体制の構築を進めているところである。こうした中、保育所等の経営主体である社会福祉法人が、安定した経営の下、保育士の処遇改善の効果を損なうことなく、求められる保育を提供できるよう公費助成を継続していく必要がある。

よって、本県議会は、社会福祉施設職員等退職手当共済制度における、保育所等に対する公費助成の継続を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月3日

岡山県議会

(提出先)

内閣総理大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
内閣府特命担当大臣  
(こども政策・少子化対策)  
衆議院議長  
参議院議長